

# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

－ 2023年 秋号 －



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に  
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail [lk@iemura.jp](mailto:lk@iemura.jp) URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

## 雇用保険手続の事業主の押印廃止

10月1日から、雇用保険手続の事業主の押印が原則廃止になりました。行政手続きのオンライン化の一環で、従来から押印廃止が進められてきましたが、今後は日雇労働関係で押印が必要となる手続きを除き、事業主印が廃止されます。

具体的には、適用事業所設置届、高年齢者雇用継続給付、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当等について、押印箇所がなくなります。記載内容に疑義が生じた場合には、事業主等に記載内容の確認を求める運用となります。

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/content/contents/001186446.pdf>

## 「年収の壁・支援強化パッケージ」

厚生労働省は、人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、本年10月から当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むことを発表しました。

具体的には「年収106万円の壁」については、キャリアアップ助成金を活用し、「年収130万円の壁」については、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化で対応することが公表されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)

なお、「年収106万円の壁」対策は、特定適用事業所（現在は、原則として厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上の事業所）に主眼をおいたものであり、「130万円の壁」対策は、従来からなされてきた一時的な収入増に対する被扶養者認定を円滑化するととどまることには留意が必要と考えます。

例えば、「130万円の壁」については、従来から、一時的な収入増については、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約

書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断することとされており、今回の対応は、通常提出が求められる書類と併せて、一時的な収入変動である旨の事業主の証明を提出することで、円滑な被扶養者認定を図るものにすぎません。

一時的な収入増の例としては、他の従業員が退職や休職をしたことにより、当該労働者の業務量が増加したケースや事業所における業務の受注が好調だったことにより、事業所全体の業務量が増加したケース等が挙げられていますが、基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合は、一時的な収入増に該当しません。

最終的には各保険者（健康保険組合等）において確認をされることになるため、事業主の証明書があれば必ず被扶養者認定がされるものではありません。

詳しくは、「事業主の証明による被扶養者認定Q&A」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001159347.pdf>

## セミナーを実施しました

家村がNPO・ボランティアサロンぐんま様からご依頼をいただき、旧群馬県庁庁舎においてNPOの労務について解説しました。セミナー後の質疑応答は対話形式で、活発な議論が交わされました。

## 弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話、緊急時は家村携帯 09035225025 までお願いします。ZoomやWebex等の面談にも対応しております。

# 電子申請

なら



弊所にお任せください。